

真庭市奨学金には

# 奨学金返還金 減免制度

があります！



最大

1/2

減免条件

卒業後  
真庭市内に  
一定期間居住  
など

真庭市には、真庭市奨学金を対象として、  
学校卒業後、一定期間真庭に居住するなどの条件  
を満たした場合に返還金額の一部を免除する  
**奨学金返還金減免制度**があります。

減免条件等をご確認いただき、是非ご活用ください。

申込先・お問い合わせ先  
真庭市教育委員会 教育総務課

〒719-3292  
岡山県真庭市久世2927番地2  
☎ 0867-42-1085  
kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp



詳しくは裏面  
をチェック！



# 制度概要

真庭市奨学金は、若者の定住を促進するため、奨学生が学校卒業後に真庭市に居住し、条件を満たした場合は、最大で返還額の2分の1が免除されます。対象となる方は申請をしてください。

## ① 減免対象者

平成22年3月以降の卒業生から

## ② 減免条件

以下の全てに当てはまる方

### ◆ 正規の就学期間において学校を卒業後、 基礎期間において真庭市に居住し続けた場合

※基礎期間…真庭市に住所を有し最初に到来する4月1日を起算日とし、据置期間に返還期間の2分の1を加えた期間

※減免申請まで引き続き真庭市に居住している必要があります。

- ◆ 基礎期間中に引き続き就業していること
- ◆ 返還すべき返還金総額の2分の1以上の返還が完了していること
- ◆ 返還すべき年度の奨学金を当該年度までに返還していること
- ◆ 市税等の滞納がないこと

様式はHPでダウンロードできます。



## ③ 減免額について

免除対象となる返還金額は、次の計算式のとおりです。

$$[\text{免除対象額}] = [\text{貸付総額}] - [\text{減免申請時点の納付済み返還額}]$$

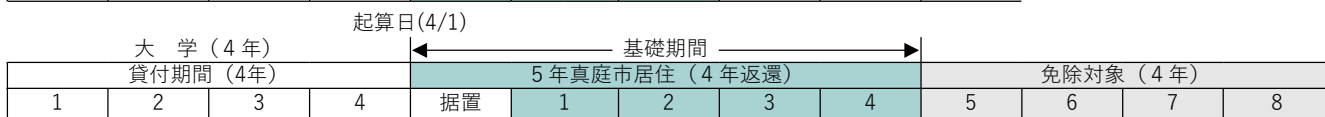
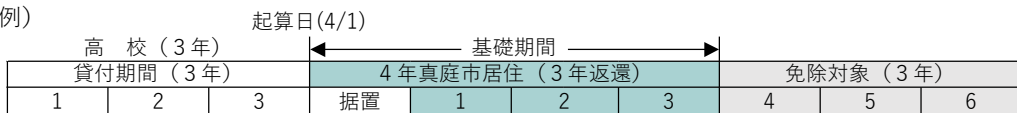
※既に納付済みの返還金は免除対象外です。返金はできませんのでご注意ください

## ④ 減免申請に必要なもの

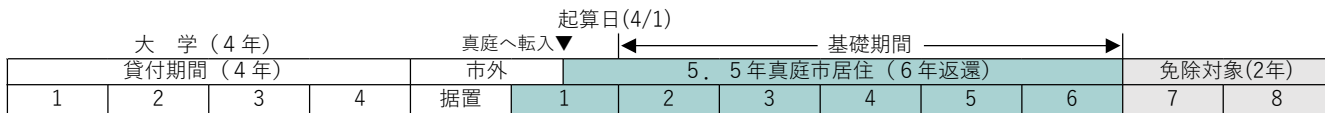
- ・ 真庭市奨学金減免申請書
- ・ 卒業証明書の写し
- ・ 居所証明書（勤務先の証明）
- ・ 市税の完納証明書（税務課、各振興局地域振興課で発行）

## 貸付期間と返還期間、免除期間の関係

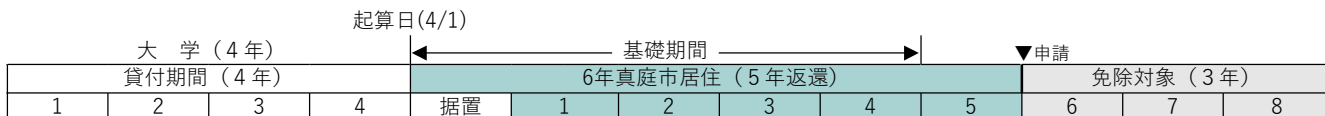
(基本例)



(例) 大学卒業後、市外へ転出し、1年半後に真庭市に転入した場合

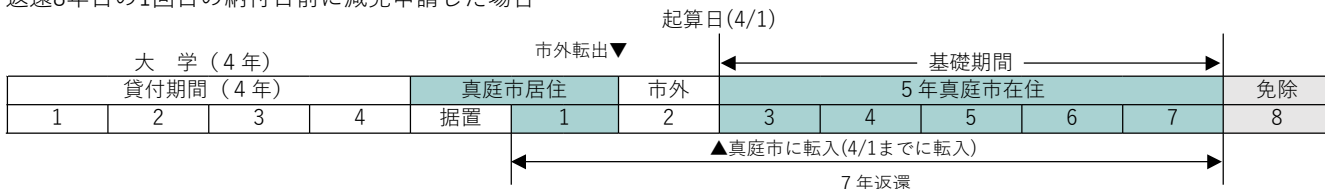


(例) 返還4年目終了時点で減免条件を満たしたが、5年目の納付終了後に減免申請した場合



※この場合、5年目返還分は返金できません。

(例) 返還1年目終了時点まで真庭市に居住した後市外転出し、1年後再び真庭市に転入して5年間真庭市に居住し、返還8年目の1回目の納付日前に減免申請した場合



※この場合、据置期間と返還1年目の真庭市在住期間は基礎期間には含まれません。そのため、8年目返還分のみが免除対象になります。